

衆議院規則案内

衆議院規則¹

1 衆議院規則は、日本国憲法第 58 条第 2 項の「両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め」との規定に基づき、第 1 回(特別)国会昭和 22 年 6 月 28 日に制定されたものである^a。議決の際の本会議で浅沼稻次郎議院運営委員長は委員長報告の冒頭で次のように述べている。「本規則案は、新しい憲法と国会法のもとにおきまして、國權の最高機関として、また唯一の立法機関である國會の第一院たる衆議院を新しい構想のもとに運営し、衆議院の機能を遺憾なく發揮せしむるための、重要な議院運営の細則でありまして、早くより議院運営委員協議会において、慎重にその構想を練つてまいりましたものでありまするが、なかんずく最も意を注ぎました点は、新憲法と国会法の、國會中心、衆議院優越、議員尊重の三大主義に従いながら、自由と平等のうちに、おのずから秩序あり、品位あり、しかも過去における議院の慣習をも考慮いたし、民主的な議院規則として万遺憾なきを期するため、諸外國の議院法規、典例をも参酌して、議會政治が多数決政治であることから、一方には、多数者の意見を議會に正しく反映せしむるとともに、他方において、少数者の發言の擁護に欠くところなきを期した次第であります。」その後、衆議院規則は平成 20 年 12 月までの間に、17 回の改正を経て現行衆議院規則に至っている。

第一章 開会及び役員選挙

第一条 議員¹は、召集詔書²に指定された期日³の午前十時⁴に、衆議院⁵に集会⁶しなければならない。

1 議員とは衆議院議員のことである。解散後の総選挙の日から任期は始まるが、当選の効力が発生するのは小選挙区選出議員については都道府県選挙管理委員会が行う当選の告示であり(公選 101, 102)、比例代表選出議員については中央選挙管理会が行う告示である(公選 101 の 2)。特別会の召集詔書が公布されるのは内閣総理大臣から衆議院に当選人名簿が報告された後であることが望ましい(公選 108)。

2 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する(国会 1①)。直近の特別会である第 175 回国会の召集詔書は次のようなものである。

『 詔書 (平成 21 年 9 月 11 日官報号外)

^a 昭和 22 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行され、第 1 回(特別)国会は昭和 22 年 5 月 20 日に召集された。召集日から衆議院規則が議決されるまでの間は、18 ヶ条と附則からなる暫定衆議院規則が適用された。暫定衆議院規則は第 92 回帝国議會昭和 22 年 3 月 31 日(議會解散の日)に議決されたもので、議院の構成に関する手続及び内閣総理大臣の指名議決方法等について必要最小限度の規定を設けていた(議會制度百年史議會制度編 432 頁)。

日本国憲法第7条及び第54条並びに国会法第1条によって、平成21年9月16日に、国会の特別会を東京に召集する。

御名御璽

平成21年9月11日

内閣総理大臣 麻生太郎 』

証書には召集の原因としての根拠条文、期日、国会の種別、場所を記載している。東京とは国会議事堂の所在地である。

- 3 常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならない(国会1②)。
- 4 午前10時に衆議院に集会しなければならないとあるので、召集日の本会議の議事日程には、本会議は午前10時開会と記載される。しかし実際には前日までの各派協議会又は議院運営委員会理事会の協議を受けて、議長が本会議の開会時間を正午又は午後1時等に定めていることも多い。
- 5 衆議院に集会するとは、特別会などにおいては、議員の資格についての確認を得る手続きを経て、議場に入ることになる。
- 6 集会とは、召集に応じて参集することである。

第二条 議員は、当選証書¹を事務局²に提示し、これと当選人名簿³との対照⁴を受けなければならない。

- 1 当選証書は当選の効力が生じたときに当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会から当選人に付与される(公選105)。
- 2 事務局とはここでは事務総長以下の衆議院事務局職員の担当者のことである。
- 3 当選人名簿とは、当該選挙管理委員会又は中央選挙管理会が当選証書を付与した旨の報告を総務大臣に行い、総務大臣がその旨並びに当選人の住所及び氏名を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣が衆議院議長に報告したものである(公選108)。
- 4 対照を受けるとは、当選証書を持参した者と当選人名簿を照合して、当選者と確認することであり、その者に議員バッジ等を交付し、衆議院議員として正式に確認され、議員としての活動が始まる。

第三条 召集の当日¹に議長及び副議長が共にないとき²は、集会した議員が総議員³の三分の一⁴に達した後、議院は、議長⁵の選挙⁶を行う。

② 議長の選挙は、無名投票⁷でこれを行う。

- 1 国会の召集については、憲法と国会法に規定がある。総選挙があったときは、その日から30日以内に国会を召集しなければならない(憲法54)。常会は毎年1月中に召集するのを常例とする(国会2)。内閣は国会の臨時会の召集を決定することができる。いず

れかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない(憲法 53)。

- 2 召集の当日に議長及び副議長が共にないときは、特別会の召集日がそれに当たる。このときには事務総長が議長の職務を行う。常会又は臨時会の召集日に議長及び副議長が共にないことも起こり得ないことではないが、これまでにはその例はない。
- 3 定足数の算定の基礎としての総議員とは現在議員数ではなく、法定議員数と解している(衆先 222)。
- 4 本会議を開くには総議員の三分の一の出席を要する(憲法 56)。
- 5 議長及び副議長並びに常任委員長は議院の役員であるので、召集日にいずれかが欠けていれば、まずその選挙を行う。
- 6 選挙とは合議体が特定人を公務員に選定することである^a。この場合は議院が本会議において選挙を行う。選挙の投票の場合には、議場の入り口を閉鎖しない。記名投票による表決の場合は、議場の入り口を閉鎖するが(衆規 154)、これは表決は本来一定の時点においてなされるのを原則とするが、選挙の場合には一定の期間になされることからその取扱いを異にするものである。
- 7 無名投票は選挙人の氏名を記載しない投票である。投票用紙に木札を添えて持参する。昭和 30 年 3 月の改正前までは第 3 条第 2 項に但書があって、「議長の選挙は、無名投票でこれを行う。但し、議院は、記名投票でこれを行うことができる。」となっていた。このときの改正理由では、現実には記名投票が行われたことがなかったのと、内閣総理大臣の指名のみは記名投票であるが、それ以外は選挙の秘密を保持することにし、参議院に歩調を合わせたとある。

第四条 議員は、点呼¹に応じて、投票²及び木札の名刺³を持参して、演壇⁴に至り投票する。

② 甲参事⁵は名刺を、乙参事⁶は投票を受け取り、議員に代つて⁷それぞれ名刺箱⁸及び投票箱⁹に投入する。

- 1 事務総長は投票の開始を宣告して、参事に点呼させる。点呼は議員の氏名を議席番号順に読み上げる。
- 2 投票は投票用紙に被選人の氏名を自書して行う。
- 3 議席の上部の枠の中には、白票と青票がそれぞれ 6 枚ずつ備えられており、それに議員の氏名が記載されている。選挙のときに持参する名刺は白票でも青票でもよい。いわば入場券の役割を果たしている。無名投票の場合は、持参された名刺に基づいて、投票した者の氏名が会議録に掲載される。

^a 全訂日本国憲法 96、225 頁。

- 4 演壇は議長席の前に設けられており、通常の議事では発言の場所である。衆議院では、議員は議長席に向かって左方から登壇し、演壇で投票の後、右方から下りて議席に戻る。
- 5 演壇には縦に二人の参事が並んでいる。前方の参事が甲参事であり、議員は甲参事に名刺を渡して、後ろに向かう。甲参事は議員に代わって名刺を名刺箱に投入する。名刺を持参していない議員には名刺を持参するように促す。
- 6 甲参事の後ろにいる参事が乙参事であり、乙参事は議員から投票を受け取って投票箱に投入する。
- 7 議員に代わってとは、議員から受け取って機械的に投入する意味であり、議員が渡す前に落としたものを参事が拾うことはしない。
- 8 名刺箱は名刺を整頓して積み上げられるようになっており、一列に 20 枚、12 列あり、1 箱に 240 枚入る。これを 2 箱使って整理する。
- 9 投票箱は直方体の箱で、投票の投入口が 2 箇所空いている。いずれの投入口から投入しても中では一緒になる。

第五条 現在議員¹が、投票を終つたとき²は、事務総長³は、投票箱の閉鎖⁴を宣告する。この宣告があつた後は、投票することができない。

- 1 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない(衆規 148)のと同様に、選挙の際も議場にいない議員は選挙に加わることができない。不在者投票は認められない。但し、選挙の際に議員が病気等のため登壇することができない場合は、参事がその席に至り、投票を受け取り、代わって投票する代理投票が認められている(衆先 41)。
- 2 投票漏れなしと確認できたときである。
- 3 議院の役員である事務総長を指す。事務総長は、議院において国会議員以外の者からこれを選挙する(国会 27)。議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が議長の職務を行う(国会 7)。
- 4 投票箱を閉鎖して、これ以後は投票をさせない。

第六条 投票が終つたときは、事務総長は、参事¹をして直ちに名刺²及び投票³を計算⁴し、投票を点検⁵させる。

② 投票の数が名刺の数に超過したとき⁶は、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない⁷。

- 1 参事とは事務次長以下の参事をいう(国会 27)。
- 2 名刺の計算は名刺箱の 1 列が 20 枚ずつに整理されているので、計算は容易である。このときには名刺の重なりに注意する。

- 3 投票の計算は投票箱を参事席に持参して、まず被選人の氏名ごとに区分けをし、それを10票ずつ纏め、さらに点検し、それを合計して計算する。
- 4 計算の結果は、多数得点者順に整理する。
- 5 投票の白紙のもの、投票者の氏名を記載したもの、本院議員以外の氏名を記載したものの、被選人を二名以上連記したものは当然無効であり、議長がその無効を宣告する。本院議員のうちに同姓者がある場合に姓のみ記載したもの(本院議員のうちに同姓者がいない場合、姓のみ記載したものは、有効として取り扱う)、本院議員の氏名のほかに他事を記載したものは、先例により無効としている(衆先45)。
- 6 投票の数が名刺の数に超過したときは、ある議員が名刺を渡さないで投票したか、名刺を渡して投票したが、同一人が2票以上投票した疑いがある。いずれの場合も起きてはいけないことであるので、原則としてその投票を無効として、更に投票を行うことにしている。これとは反対に、名刺の数が投票の数に超過したときは、名刺を渡しただけの者がいたことになり、その者の意思にかかわらず、投票を棄権したものとみなしている(衆先44)。
- 7 投票の数が名刺の数に超過しているかどうかは、投票を計算して初めて明らかになる。投票の数が名刺の数に超過している場合でも、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、その投票の結果を有効として、さらに投票を行うことはしない。異動を及ぼさないとは、投票の数が名刺の数に超過した票数を多数の得票者の票数から差し引いても、その者の得票数が過半数に達していれば、異動を及ぼさないことになる。これまではいずれもこの但書の規定により、投票を有効として、更に投票を行ったことはない。

第七条 投票の点検が終つたとき¹は、事務総長は、選挙の結果²を報告する。

- 1 投票の点検が終わると事務次長から事務総長に投票の結果が報告される。投票総数、過半数、得票者、得票数が報告される。
- 2 事務総長は選挙の結果を投票総数、名刺の数、過半数、得票者の氏名と得票数を多数の得票を得た者から順に報告する。無効票がある場合は最後にその数を報告する。仮に名刺の数が定足数を欠いている場合は、この選挙は無効とし、後刻改めて選挙を行わなければならない。

第八条 投票の過半数¹を得た者を当選人とする²。

- ② **投票の過半数を得た者がいないとき³は、投票の最多数を得た者二人について決選投票⁴を行い、多数⁵を得た者を当選人とする。但し、決選投票を行うべき二人及び当選人を定めるに当り得票数が同じときは、くじ⁶でこれを定める。**

- 1 先例は過半数の算定の基礎としての投票総数のうちに、無効投票を参入している(衆先46)。第15回(特別)国会昭和27年10月24日の本会議において、副議長の選挙の際、投票総数455で投票点検の結果、無効投票が39票あったが、事務総長は、無効投票をも投票総数中に参入して、その過半数は228である旨を宣告し、本投票においては、最多得票数は210点であり、事務総長は過半数の得票者がいないので決選投票を行う旨を宣告した。この事例では、無効投票を投票総数に参入しないとすれば、過半数は209になり、最多得票210を得た議員が1回目の投票で副議長に当選していたことになる。
- 2 当選人とするとは、その者を議長にすることを決定することである。
- 3 いずれの得票者も投票の過半数に達していないときである。
- 4 決選投票の場合に決選投票を行うべき二人以外の氏名を記載した者は当然無効である(衆先45)。
- 5 この多数には過半数は必要でなく、相対的に多数であれば足りる。
- 6 第1国会以来、くじが行われたことはない。

第九条 議長の選挙が終つたときは、議院は、副議長¹の選挙²を行う。

② 副議長の選挙については、議長の選挙の例³による。

- 1 副議長は一人で、任期は議員としての任期による(国会17, 18)。議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う(国会21)。
- 2 議長の選挙に引き続いて、事務総長が議長の職務を行う(国会7)。
- 3 副議長の選挙も無名投票で行う(衆規3②)。

第十条 当選人が当選を辞したとき¹は、更に²その選挙を行う。

- 1 当選人は当選を辞退することができる。議長の選挙、副議長の選挙が終わると事務総長が議長と副議長をそれぞれ議院に紹介する。その際、議長及び副議長から、それぞれ就任の挨拶がある。就任の挨拶には当選を受諾する趣旨を含んでいる。議長及び副議長の選挙については、総選挙後の特別会の運営について協議する各派協議会において、議長及び副議長の会派割当てが協議される。その協議で合意がなされれば、その会派から推薦された候補者に全会一致で投票されるし、合意に至らなければ、各会派はそれぞれの会派で決定した候補者に投票することになる。いずれの場合もあらかじめ候補者が定められているので、辞退することは想定されていない。
- 2 更に選挙を行うときも同様の手続きで選挙を行う。第1回国会以来、当選人が当選を辞したことはないので、更に選挙を行ったことはない。

第十一条 すべて選挙に関する疑義¹は、議院がこれを決する。

- 1 衆議院規則の疑義は第一義的には議長が決することになっているが(衆規 258)、ここにすべて選挙に関する疑義とあるので、選挙に関する疑義は、衆議院規則の疑義に関連するようなものであっても、議院が決することになる。瑕疵投票の疑義については、議院に諮って決定したことがある。

第十二条 議長及び副議長の選挙が終つたときは、事務総長は、議長及び副議長を議院に紹介¹し、議長を議長席に導く。

- 1 事務総長は、まず議長を議院に紹介し、議長から就任の挨拶があり、議長を議長席に導き、次に副議長を議院に紹介し、副議長から就任の挨拶があり、次に年長議員から議長及び副議長に祝辞が述べられる。

第十三条 召集の当日¹に議長又は副議長がないとき²は、集会した議員が総議員の三分の一に達した後、議院は、その選挙を行う。

② 選挙の手続は、第四条以下の例³による。

- 1 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないときは、その選挙を行わなければならない(国会 6)。常会又は臨時会の召集日に、議長又は副議長が欠けているときである。
- 2 議長が欠けたときは副議長が、議長の職務を行う(国会 21)。議長席にいる議長又は副議長が選挙の投票をしようとするときは、その席で投票をする。この場合は、参事が名刺及び投票を受け取り、投函する(衆先 42)。
- 3 この選挙も、無名投票で行う(衆規 3②)。

第十四条 議員の議席¹は、毎会期の始め²に議長がこれを定める³。但し、必要があるときは、これを変更⁴することができる。

② 議席には、号数⁵及び氏名標⁶を附する。

- 1 議席とは本会議場の議員の指定席である。議員定数と同数の議席がある。
- 2 召集日の議事日程には、特別会では議長の選挙、副議長の選挙の次に、「第三 議席の指定」と掲載され、常会及び臨時会では、冒頭に「第一 議席の指定」と掲載される。
- 3 議員の議席については、特別会の場合は各派協議会で、常会と臨時会の場合は、召集日の準備のための事前の議院運営委員会理事会でまず各会派の区画の協議を行い、区画を決定する。この会派別の区画に基づいて各会派の申し出により、召集日の前日に議長が仮議席を定め、召集日の本会議で議長が、この仮議席のとおり指定する。昭和 30 年

11月22日召集の第23回(臨時)国会以来は、議長席よりみて中央から右側を第1党とし、その左側を第2党以下順次少数の会派の議席としている。無所属の議員の議席は、おおむね議長席よりみて左側とすることが多いが(衆先21)、与党に近い無所属の議員の場合は右側とすることもある。無所属の議員の議席の並び順は概ね当選回数のない議員が前列になり、当選回数が多くなるにつれて後列となっている。また議長と副議長が党籍を離脱したときは、第1党と第2党の中間の最後列に指定される例である。

- 4 各派所属議員数の異動によって、議席の区画を変更する必要があるときは、議院運営委員会理事会で協議する。変更された区画に基づいて議員の議席を変更するときも各会派から申し出る。また各会派は会派内の事情で所属議員の議席の変更を申し出ることできる。
- 5 号数は議席の後部に番号で表示される。議席は、7区に分け、議長席から見て左端を第1区とし、通路を隔てて順次第2以下区を追い、右端を最終の区とする。議席番号は、第1区前列左端より始め、第1列を終わり順次後列に及び、第1区を終わって第2区に移る。以下同様にして、最終区の後列右端をもって終わる(衆先23、24)。
- 6 欠員が出た場合、第1回(特別)国会から第69回(臨時)国会までは、氏名標に「〇〇県第〇区選出議員」と表記し、議席表にも同様に表記していたが、第70回(臨時)国会より、いずれも何も表記しないことになった。

第十五条 常任委員長¹の選挙²については、議長の選挙の例³による。

② 議院は、常任委員長の選任を議長に委任⁴することができる。

- 1 常任委員長は、各議院の役員であり(国会16四)、議院が本会議で選任する(憲法58①)。
- 2 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する(国会25)。特別会においては議長の選挙及び副議長の選挙が終わった後、議席の指定を行い、次に常任委員の選任を行い、次いで常任委員長の選挙を行う。
- 3 議長の選挙の例によるので無名投票で選挙することになる。選挙が行われるのは、事前に行われる常任委員長各会派割当ての協議がまとまらなかった場合であり、昭和47年12月25日に行われて以来は、すべて議長の指名によっている(衆先58、衆委先18)。
- 4 常任委員長の各会派割当てについては各派協議会又は議院運営委員会等で協議する。その協議に基づき、会派からあらかじめ申し出た候補者について、議院の議決で常任委員長の選任を議長に委任し、議長において指名する。常任委員長の割当てについては、すべて与党に割当てた例と与党及び野党に割当てた例があるが、選挙になれば与党が全常任委員長を独占することができるので、基本的には与党が枢要な委員長を占めた上で、野党にいくつかの常任委員長が割当てられることになる。

第十六条 事務総長¹の選挙については、議長の選挙の例²による。

② 議院は、事務総長の選任を議長に委任する³ことができる。

- 1 事務総長は、議院において国会議員以外の者からこれを選挙する(国会 27①)。事務総長が国会議員以外の者から選挙される結果として、衆議院が解散されたときも事務総長はその任にあるので、特別会の召集日に欠員とはならない。事務総長の選挙を行うのは辞任したとき(国会 30)、又は事故等で欠員となったときである。事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名するし(国会 28)、議長の職務を行うこともある(国会 7、22②、24)。
- 2 事務総長の選挙は無名投票で行うことになっているが、実際に選挙を行ったことはない。
- 3 議院は動議により事務総長の選任を議長に委任し、議長が指名している。

第十七条 仮議長¹の選挙については、議長の選挙の例²による。

- 1 議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる(国会 22①)。議長及び副議長からそれぞれ辞任願が提出されたとき、又は議長の信任に関する議事に際して副議長が欠席し、若しくは副議長の信任に関する議事に際して議長が欠席したときに仮議長を選任したことがある。また、副議長の長期にわたる海外渡航中議長に事故がある場合に処するため、あらかじめ仮議長を選任したことがある(衆先 56)。議長の信任に関する議事については、議長が行ってはならないとの規定はないが、遠慮して議長席に着かないのであり、事故があるときとして扱っている。仮議長は議院の役員である(国会 16 三)。
- 2 仮議長の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う(国会②)。議長及び副議長からそれぞれ辞任願が提出されたときは事務総長が仮議長の選挙を行い、仮議長が議長辞任の件及び副議長辞任の件を議院に諮り、それぞれ許可されたならば、引き続き仮議長が議長の選挙及び副議長の選挙を行って、議長席を退き、次に事務総長が議長を議院に紹介して議長席に導き、事務総長が副議長を議院に紹介する。また議長の信任に関する議事に際して副議長が欠席したときは議長が仮議長の選挙を行い、副議長の信任に関する議事に際して議長が欠席したときは副議長が仮議長の選挙を行い、次に仮議長が議長の信任に関する議事又は副議長の信任に関する議事を行い、その信任に関する議事が終わるまで、議長の職務を行う。副議長の長期にわたる海外渡航中、議長に事故がある場合に処するため、あらかじめ仮議長の選任をしたときは、当然に議長が仮議長の選挙を行った。議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる(国会③)。仮議長の選挙はいずれも動議により議長に委任して選任している(衆先 57)。第 38 回国会昭和 36 年 6 月 7 日の本会議においては、仮議長の選挙はその手続きを省略して議長において指名せられたいとの動議が文書で提出され、記名投票をもって採決したが、同日は時間の関

係上、投票の途中で延会し、翌 8 日に改めて記名投票をもって採決して可決したことがある。

第二章 内閣総理大臣の指名¹

第十八条 内閣総理大臣の指名²については、記名投票³で指名される者を定める。

- ② 投票の過半数⁴を得た者を指名される者とし、その者について指名の議決があつたものとする⁵。
- ③ 投票の過半数を得た者がいないときは、第八条第二項の規定を準用して指名される者を定め、その者について指名の議決があつたものとする⁶。
- ④ 議院は、投票によらないで⁷、動議その他の方法により、指名することができる。

1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先立って、これを行う。②衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする(憲法 67)。

天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する(憲法 6)。

この憲法の規定を受けて制定された衆議院規則は、当初次のようになっていた。

第十八条 内閣総理大臣の指名は、記名投票で指名される者を定め、その者について議決する。

- ② 投票の過半数を得た者を指名される者とする。
- ③ 投票の過半数を得た者がいないときは、第八条第二項の規定を準用する。
- ④ 議院は、投票によらないで、動議その他の方法により指名される者を定めることができる。

従来は記名投票で指名されるものを選び、その者に異議があるかどうかを議院に諮っていた。これは憲法にある「国会の議決で、これを指名する」という条文に忠実に従っていたのである。しかし記名投票で指名される者が決まれば、改めてその者について指名の議決をするという形式的な議決は不要である。さらに形式的な議決とはいえ異議を差し挟む余地も残されているので、そのようなことが起こらないようにする改正を行った^a。

^a 昭和 23 年 2 月 21 日の参議院本会議において、内閣総理大臣の指名の記名投票を行い、決選投票の結果、投票総数 216 票、吉田茂君 104 票、芦田均君 102 票、白票 7 票、無効 3 票で吉田茂君が内閣総理大臣に指名されることになったが、吉田茂君を内閣総理大臣に指名するの議決について記名投票を行った結果、投票総数 218 票、白色票 105 票、青色票 113 票となり否決された。本会議を休憩して議院運営委員会で協議した後、議長が参議院規則第 251 条により、先の議決はなかったものとし、改めて先に吉田茂君を内閣総理大臣に指名した投票の結果を参議院の議決とすることを異議なし採決で可決した。

- 2 憲法第 67 条に、内閣総理大臣の指名は他のすべての案件に先立ってこれを行うと規定されているが、総選挙後の場合には、議長及び副議長の選挙、議席の指定、会期の件、議院運営委員の選任、議院運営委員長選挙などの国会の構成に関する案件を行った後に、内閣総理大臣の指名を行っている。閉会中又は会期中に内閣が総辞職を決定した場合にも、国会の構成に関する案件を行った後に、内閣総理大臣の指名を行っている。
- 3 内閣総理大臣の指名は記名投票で行う。議員は投票用紙に投票者の氏名と被指名者の氏名を記載して投票する。第 172 回(特別)国会平成 21 年 9 月 16 日に行われた内閣総理大臣の指名からは、木札の名刺は持参しないことになった。瑕疵投票についても議長の選挙に関する規定及び先例に準拠して行われるが、記名投票で行うことの当然の結果として、投票者の氏名を記載していないものは当然無効である。
- 4 投票の過半数とは、無効投票も含めた投票総数の過半数として取り扱っている^a。
- 5 内閣総理大臣の指名については、衆議院及び参議院において議決があったときはそれぞれその結果を通知し、両議院の議決が一致したとき又は衆議院の議決が国会の議決となったとき、直ちに衆議院議長から内閣を経由して奏上する(国会 65②、86)。
- 6 衆議院において投票の過半数を得た者がなく、決選投票になったことは第 3 回(臨時)国会昭和 23 年 10 月 14 日の吉田茂君、第 16 回(特別)国会昭和 28 年 5 月 19 日の吉田茂君、第 89 回(特別)国会昭和 54 年 11 月 6 日の大平正芳君、第 129 回国会平成 6 年 6 月 29 日の村山富市君がある。
- 7 内閣総理大臣の指名については、投票によらないで動議その他の方法によって指名することができるが、その例はない。

第三章 開会式¹

第十九条 開会式の日時²及び場所³は、議長が参議院議長と協議してこれを定める⁴。

- 1 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う(国会 8)。開会式は、衆議院議長が主宰する。衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、主宰する(国会 9)。
- 2 開会式の日時は、召集日又は新内閣の成立の後で、国务大臣の演説が行われる日の午前 11 時又は午後 1 時に行われることが多い。なお、開会式が行われなかったことが、第 14 回国会(召集日の昭和 27 年 8 月 26 日の翌々日に解散)、第 54 回国会(召集日の昭和 41 年 12 月 27 日に解散)、第 105(臨時)国会(召集日の昭和 61 年 6 月 2 日に解散)及び第 137 回(臨時)国会(召集日の平成 8 年 9 月 27 日に解散)にある(衆先 28)。
- 3 開会式は参議院議場において行われている(衆先 29)。

^a 第 3 回(臨時)国会昭和 23 年 10 月 14 日の本会議において、内閣総理大臣の指名の記名投票を行い、吉田茂君 184 票、片山哲君 87 票、三木武夫君外計 42 票、無効 87 票だった。このとき投票総数に無効投票も含めて投票総数 400 票、過半数 201 票となり、過半数を得た者がいないとして決選投票を行った。仮に投票総数に無効投票を含めなければ、過半数は 157 票であった。

- 4 開会式の日時及び場所は、実際には議院運営委員会理事会等で参議院側と協議して決められる。開会式には衆議院議長が式辞を述べ、天皇からおことばを賜る(衆先 30、31)。政府では、天皇が開会式に出席する行為を、天皇の「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であるというお立場からの公的な性質を有する行為」と言って、国事行為や私的行為と区別している^a。

第四章 会期¹の決定、会期の延長、休会及び通知²

第二十条 臨時会の会期³は、議長が各常任委員長の意見を徴し⁴参議院議長と協議⁵した後、議院がこれを議決する⁶。

② 特別会の会期⁷は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する⁸。

- 1 憲法は国会に会期の制度を認め、常会、臨時会及び特別会を区別している。会期とは国会の活動期間であり、召集日に始まり、会期終了日をもって終わる。常会は毎年1回(憲法 52)、1月中に召集され(国会 2)、会期は150日間と法定されているが、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもって、会期は終了するものとする(国会 10)。会期の件は召集日に議決しなければならない。しかし第1回(特別)国会(昭和 22年 5月 20日召集)には、召集日及びその翌日に動議により会期の件を延期して散会し、召集日の翌々に議決し、第127回(特別)国会(平成 5年 8月 6日召集)には、召集日に会期の件を延期して散会し、その翌日に議決したことがある。また第105回(臨時)国会においては、召集日(昭和 61年 6月 2日)に会議を開くに至らないまま解散の詔書が伝達されたため、また第137回国会においては、召集日(平成 8年 9月 27日)の会議において、議長が議員の議席を指定したとき、解散の詔書が伝達されたため、会期の件を議決するに至らなかった(衆先 2)。
- 2 昭和 30年 3月の第7次改正前の題名は「第四章 会期の決定、会期の延長及び国会の休会」となっていた。第22条の2に議院の休会を加えたことと第22条の3に通知の条文を一括したことにより改正された。
- 3 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める(国会 11)。第7次改正前の条文は「臨時会及び特別会の会期は、議長が各常任委員長の意見を徴し参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。」となっていたものを、特別会については議長の選挙、副議長の選挙、議席の指定の後に会期の件を議決しており、常任委員長の意見を徴することができないので、その部分を削って第2項とした。
- 4 議長が各常任委員長の意見を徴する場合には、議長及び副議長と各常任委員長で常任委員長会議を開くのが例である。なお、常任委員長会議によらないで、議長が会期延長について各常任委員長の意見を徴したことがある(衆委先 315)。常任委員長会議においては、第12回国会までは議長若しくは副議長が会議の座長となっていたが、第13回国

^a 昭和 54年 4月 5日衆議院内閣委員会議録。

会以降は議院運営委員長が会議の座長になっている(衆委先 317)。各常任委員長の意見が一致しなくても採決を行うことはせずに、そのまま議長に報告する。

- 5 会期の件の協議は召集の準備のために開かれる議院運営委員会理事会で協議される。与党が会期の日数を提案し、これに対して各党が主張を述べる。ここで意見が一致する場合もあれば、協議が整わない場合もある。召集日には議院運営委員会理事会の後、常任委員長会議で各会派所属の常任委員長が意見を述べる。その後、議院運営委員会が開かれる。議院運営委員会では採決を行い、議長に答申する。議長はその答申を受けて、参議院議長と協議する。
- 6 会期の件についての参議院からの回答を待って、議長は本会議を開会し、議長発議で会期の件を議決する。
- 7 特別会における会期の件については、召集日前の各派協議会で協議し、召集日に各派協議会で協議を経て、参議院議長と協議した後、本会議を開会して、議長の選挙、副議長の選挙、議席の指定の後、議長発議で会期の件を議決する。
- 8 会期の件については、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる(国会 13)。

第二十一条 会期の延長¹については、前条第一項の規定を準用する²。

- 1 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。会期の延長は、常会にあっては一回、特別会及び臨時会にあっては二回を越えてはならない(国会 12)。会期延長の件については、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる(国会 13)。
- 2 会期の延長については、議長が各常任委員長の意見を徴し、参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。会期延長の件は、与党の代表者が議長に会期延長の申入れを行うことで始まる。この申入れには、会期を延長する理由及び日数が記載されている。まれに野党の代表者から申入れることもある。この申入れがあると議長は議院運営委員会に諮問する。議院運営委員会ではまず理事会を開いて協議する。次に常任委員長会議を開会して、議長が常任委員長の意見を徴する。その後、議院運営委員会を開会して、採決を行って決定する。ここで決定された日数について議長が参議院議長と協議し、参議院からの回答を待って、本会議を開会する。会期終了日には、会期延長の件は議長不信任の決議案よりも先議することになっており、最優先の議題となる(衆先 292)。

第二十二条 国会の休会¹は、国の行事、年末年始のためその他議案の都合等により²議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する³。

- 1 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。②国会の休会中、各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、他の院の議長と協議の上、会議を開くことができる。③前項の場合における会議の日数は、日本国憲法および法律に定める休会の期間にこれを参入する(国会15)。
- 2 国会の休会は、新内閣の組織及び諸般の準備の都合上、あるいは内閣の議案提出を待つため、あるいは年末年始のためこれを行ったことがある(衆先8)。
- 3 国会の休会はこれまでに、第1回(特別)国会の昭和22年6月3日(新内閣の諸準備の終了を待つため、翌4日から19日間)、第1回(特別)国会の昭和22年8月30日(内閣の議案提出を待つため、9月1日から14日間)、第2回国会の昭和22年12月11日(年末年始のため、翌12日から40日間)、第3回(臨時)国会の昭和23年10月23日(新内閣の諸準備の終了を待つため、翌24日から15日間)に、本会議で議決している。国会の休会の日数は、会期に参入する(衆先10)。

第二十二條の二 議院の休会は、議案の都合その他の事由により、議院がこれを議決する¹。

- ② 議院の休会中、議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、会議を開くことができる²。
- ③ 前項の場合における会議の日数は、議院の休会の期間にこれを算入する³。

- 1 議院の休会はこれまでに、第5回(特別)国会の昭和24年2月19日(新内閣の諸藩の準備の終了を待つため同月21日から10日間)、第10回国会の昭和26年3月13日(同月16日の前議長の衆議院葬執行につき哀悼の意を表するため1日間)に、本会議で議決している。なお、年末年始等のため、休会の議決をすることなく自然休会とすることがある(衆先9)。休会中には原則として委員会の開会も認められない^aが、自然休会中には委員会が開会されることもある。
- 2 参議院では、会議を開いたときは、議院の休会は終わったものとしている(参規23の2)。
- 3 議院の休会の日数は、会期に参入する(衆先10)。

第二十二條の三 前四條の議決の結果は、直ちに¹これを議長において参議院及び内閣に通知する。

^a 第2回国会昭和22年12月11日の本会議において国会の休会を議決した際、緊急の必要があると認めるときは、議長の許可を得て常任委員会及び特別委員会を開き得ることを併せて議決した(衆先8)。

- 1 特別会及び臨時会の会期、国会の会期の延長、国会の休会、議院の休会を議決したときは当日直ちにその旨を参議院及び内閣に通知している。但し、会期の延長が午後 12 時直前に議決されたため、その通知が翌日になったことがある^a(衆先 7、11)。

第五章 裁判官弾劾裁判所¹の裁判員、裁判官訴追委員その他の選挙²

第二十三条 裁判官弾劾裁判所の裁判員及びその予備員³の選挙は、単記無名投票⁴でこれを行う。

- ② 投票の最多数を得た者について順次定数までを当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。
- ③ 前項の当選人は、投票総数を定数で除して得た数の四分の一以上の得票がなければならない。
- ④ 当選人が定数に達しないときは、前三項の規定によつて更に選挙を行い、これを補充しなければならない。
- ⑤ 議院は、選挙の手續を省略して、その指名を議長に委任することができる。

- 1 憲法第 78 条には、裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務をとることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。」、また憲法第 64 条には、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」と規定している。
- 2 この憲法の規定を受けて国会法は、次のように定めている。

第 16 章 弾劾裁判所

第二百五条 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二十六条 裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

第二十七条 弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二十八条 各議院は、裁判員又は訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二十九条 この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

また裁判官弾劾法には、次のように定めている。

第五条 (裁判官訴追委員・予備員) 裁判官訴追委員 (以下訴追委員という。) の員数は、衆議院議員及び参議院議員各十人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各五人とする。

^a 第 19 回国会昭和 29 年 6 月 3 日、会期延長を議決して、午後 11 時 57 分に散会し、通知は翌日になった。

衆議院議員たる訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初めて召集される国会の会期の始めにこれを行う。

衆議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行う。

第十六条（裁判員・予備員） 裁判員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各四人とする。

衆議院議員たる裁判員及びその予備員については、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 3 裁判官弾劾裁判所の裁判員の員数は衆議院議員7人であり、その予備員は4人である。
- 4 裁判官弾劾裁判所の裁判員及びその予備員の選挙は単記無名投票で行う。複数の委員を選任する場合に、単記無名投票を行うか、連記無名投票を行うかによって、違いがある。単記無名投票では、基本的に各派所属議員数に比例して配分されるのに対して、連記無名投票の場合には多数会派が独占することになる。ここでは単記無名投票を採用して、各会派の所属議員数に応じて比例配分している。

第二十四条 裁判官訴追委員及びその予備員の選挙については、前条の規定を準用する。

第二十五条 前二条の予備員がその職務を行う順序は、得票数の順序による。但し、得票数が同じときは、くじでこれを定める。

第二十六条 第二十三条及び第二十四条に定めるものの外、法律の定めるところにより議院において衆議院議員の中から数人を選出しなければならない各種の議員、委員その他の者の選挙については、第二十三条の規定を準用する。

第二十七条 法律の定めるところにより議院において衆議院議員の中から一人を選出しなければならない各種の議員、委員その他の者の選挙については、議長の選挙の例による。

② 議院は、選挙の手續を省略して、その指名を議長に委任することができる。

第六章 議案の発議及び撤回

第二十八条 議員が法律案その他の議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。この場合において、予算を伴う法律案については、その法律施行に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

② 議長は、前項の議案を印刷して各議員に配付する。

第二十八条の二 議員が議長若しくは副議長の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、五十人以上の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

② 仮議長の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案の発議については、前項の例による。

③ 常任委員長長の解任に関する動議又は決議案の発議については、第一項の例による。

第二十八条の三 議員が内閣の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、五十人以上の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

第二十九条 第二十八条の議案のうち国会の議決を要するものについては、議長は、その配付とともにこれを予備審査のため参議院に送付する。

第三十条 参議院又は内閣から提出された議案及び参議院から送付された議案は、議長は、直ちにこれを印刷して各議員に配付する。但し、予備審査のため既に配付された議案と同一の場合は、この限りでない。

第三十一条 議案が発議又は提出されたときは、議長は、その配付とともにこれを適當の常任委員会に付託する¹。

- 1 明治 21 年 9 月 19 日午前の樞密院での議院法の会議で伊藤巳代治報告員は「議案ヲ先ツ委員ノ審査ニ掛クル旨趣ハ只議場ノ多數決ニ依テ議案ヲ左右セス豫メ委員ヲシテ政府ノ委員ト協議シ調査シタル後報告書ヲ作り以テ議案ノ審査ヲ鄭重ニスルノ意ナリ」（樞密院會議筆記議院法 36 頁）と説明した。

第三十二条 案件の所管を定めがたいものについては、議長は、議院に諮つて決定した常任委員会に付託する。

第三十三条 議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない案件について、特別委員会が設けられた場合には、その所管に属する案件については、議長は、これをその委員会に付託する。

第三十四条 特別委員会に付託した案件に関連がある他の案件については、議長は、議院に諮りその委員会に併せて付託¹することができる。

- 1 特別委員会にも所管が認められるようになってからは、併託することはほとんどなく、その所管に属するものとして付託することができる。しかし特別委員会の所管が特定の議案を審査する特別委員会の際にはその議案に関連する法律案が新たに提出されたときには併託することができる。

第三十五条 予備審査のため参議院又は内閣から送付された議案については、前五条の規定を準用する。

第三十六条 議員がその発議した議案及び動議を撤回しようとするときは、発議者の全部からこれを請求しなければならない。委員会の議題となつた後にこれを撤回するには委員会の許可を要し又会議の議題となつた後には、議院の許可を要する。

第三十六条の二 議員が議案を発議して、その議案が議決に至らないうちに、成規の賛成者を欠くに至つた場合は、速かにこれを補充しなければならない。

② 前項の補充ができないときは、その議案は消滅する。

第七章 委員会

第一節 通則

第三十七条 委員の選任は、すべて議長の指名による。

第三十八条 委員会に一人又は数人の理事を置き、その委員がこれを互選する。

② 委員長に事故があるときは、理事が委員長の職務を行う。

第三十九条 委員に選任された者は、正当の理由がなければ、その任を辞することができない。

② 委員がその任を辞そうとするときは、理由を附し、その委員長を経由して、議長の許可を得なければならない。

第四十条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議長の指名による。

第四十一条 委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第四十二条 削除

第四十三条 委員会は、小委員会を設けることができる。

第四十四条 委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨についてその説明を聞いた後、審査に入る。

第四十五条 委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べることができる。

② 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によつて、委員長がこれを許可する。

③ 委員から発言の順序について、異議の申立があるときは、委員長は、これを委員会に諮らなければならない。

第四十五条の二 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

第四十五条の三 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出頭を求め、その説明を聴く。

第四十六条 委員会は、審査又は調査中の案件に関して、委員でない議員に対し必要と認めるとき、又は委員でない議員の発言の申出があつたときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

第四十七条 議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならない。

② 前項の修正案が法律案に対するもので、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

第四十七条の二 委員長の信任又は不信任に関する動議を發議するには、委員の五分の一以上の賛成を要する。

- 第四十八条 委員会は、小委員会を設けて修正案を審査させることができる。
- 第四十八条の二 委員会は、予算を伴う法律案を提出しようとするときは、その決定の前に、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第四十八条の三 委員会が予算を伴う法律案を提出するときは、その法律施行に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。
- 第四十九条 委員長が自ら討論しようとするときは、理事をして又は委員の中から代理者を指名し、委員長席に着かせなければならない。
- 第五十条 討論が終局したときは、委員長は問題を宣告して表決に付する。
- 第五十一条 表決の際現在しない委員は、表決に加わることができない。
- 第五十二条 委員は、表決の更正を求めることができない。
- 第五十三条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、証人の出頭を求めることができる。
- 第五十四条 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。
- ② 証人の発言が前項の範囲を超え又は証人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。
- 第五十五条 委員会において、審査又は調査のため、委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
- 第五十六条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を要求することができる。
- 第五十六条の二 委員会は、審査又は調査のため、事務局の調査局長（第八十六条の二第一項において「調査局長」という。）又は法制局長に対して、その審査又は調査のために必要な調査（以下「予備的調査」という。）を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。
- 第五十六条の三 四十人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を発するよう要請する書面を、議長に提出することができる。
- ② 議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適當の委員会に送付する。
- ③ 委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を発するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 第五十六条の四 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。
- 第五十七条 委員会は、議員から委員会議録その他の参考資料の閲覧を求められたときは、審査又は調査に支障のない限りこれを許さなければならない。
- 第五十八条 削除

第五十九条 委員会は、その審査を終つた案件が緊急を要するものと認めるときは、議院の会議を開くことを議長に求めることができる。

第六十条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

第六十条の二 内閣提出の議案中、衆議院の修正にかかる部分につき、参議院から要求があつたときは、その所管の委員長又は修正案の提出者は、参議院において修正の趣旨を説明することができる。

第六十一条 委員会は、委員会議録を作り、次の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した委員外議員の氏名
- 四 出席した国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人の氏名
- 五 委員の異動
- 六 付託案件の件名
- 七 会議に付した案件の件名
- 八 議事
- 九 表決の数
- 十 決議の要領
- 十一 公聴会
- 十二 証人
- 十三 参考人（政府参考人を含む。第八十五条の二第一項を除き、以下同じ。）
- 十四 委員の派遣
- 十五 報告又は記録の提出の要求
- 十六 報告書
- 十七 その他重要な事項

第六十二条 委員会議録は、委員長及び理事がこれに署名し、議院に保存する。

第六十三条 委員会議録は、これを印刷して各議員に配付する。但し、秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分及び第七十一条の規定により委員長が取り消させた発言については、この限りでない。

第六十四条 委員会における議員以外の者の傍聴については、第二百二十六条乃至第二百三十一条の規定を準用する。

第六十五条 委員会が閉会中審査をする場合には本章の規定を準用する。

第二節 委員長の権限

第六十六条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持し、委員会を代表する。

第六十七条 委員長は、委員会の開会の日時を定める。

② 委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

第六十七条の二 議院運営委員長は、特に緊急の必要があるときは、会期中、何時でも、委員会を開くことができる。但し、議院の会議中は議長の許可を要する。

第六十八条 委員長は、委員会に諮り質疑、討論その他の発言につき、時間を制限することができる。

② 予め時間を制限する場合は、各委員に対して均等にしなければならない。

第六十九条 委員長は、衆議院提出の議案で、その委員会の所管に属するものについて、参議院から要求があつたときは、その院において、提案の趣旨を説明することができる。

第七十条 委員長は、他の委員会に出席して、意見を述べることができる。

第七十一条 委員が国会法又はこの規則に違ひその他委員会の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第七十二条 委員長は、委員会の議事を整理しがたいとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し又は散会することができる。

第七十三条 委員長は、議員以外の者で報道の任務にあたる者その他の者の傍聴を許可することができる。

第七十四条 委員長は、委員会の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第七十五条 委員長は、委員会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

第三節 公聴会

第七十六条 公聴会は、議院又は議長から付託された議案の審査のためにこれを開くことができる。

第七十七条 委員会は、予備審査のためにも、公聴会を開くことができる。

第七十八条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

第七十九条 公聴会開会について議長の承認があつたときは、委員長は、その日時及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

第八十条 重要な案件について、公聴会を開くことを希望する者又は公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書を以て予めその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

第八十一条 公聴会において、その意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（これを公述人という。）は、予め申し出た者及びその他の者の中から委員会においてこれを定め、本人にその旨を通知する。

② 予め申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

第八十二条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

第八十三条 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

② 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第八十四条 委員は、公述人に対して質疑することができる。但し、公述人が委員に質疑することはできない。

第八十五条 公述人は、委員会の同意を得た場合には代理人をして意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができる。

第八十五条の二 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

② 参考人の出頭を求める場合には、委員長は、本人にその旨を通知する。

③ 政府参考人に対する前項の通知は、当該公務所を通じて行う。

④ 参考人については、第八十二条乃至第八十四条の規定を準用する。

第四節 報告及び報告書

第八十六条 委員会が付託案件について審査又は調査を終つたときは、議決の理由、費用その他について簡明に説明した報告書を作り、委員長からこれを議長に提出しなければならない。

② 委員会が国会法第五十七条の三の規定により、内閣に対して意見を述べる機会を与えた場合は、その意見の要旨を報告書に記載しなければならない。

第八十六条の二 委員会が調査局長又は法制局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

② 議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

第八十七条 委員長は、付託案件が議院の会議の議題となつたとき、委員会の経過及び結果を議院に報告する。

② 委員長は、前項の報告を他の委員に委託することができる。

③ 小委員長又は主査は、委員長の報告について補足することができる。

第八十八条 委員会において少数で廃棄された意見を議院に報告しようとする者は、委員会の報告書が提出されるまでに、少数意見の報告書を作り、成規の賛成者と連署し、委員長を経由して、これを議長に提出しなければならない。

第八十九条 議長は、委員会において特に秘密と認めた部分及び第七十一条の規定により委員長が取り消させた発言の部分を除き、委員会の報告書及び少数意見の報告書を印刷して、各議員に配付する。

第九十条 小委員会において審査又は調査を終つたときは、小委員長は、その経過及び結果を委員会に報告する。

第九十一条 委員会が、閉会中その審査を終らなかつた案件については、次の会期の始めにその旨の報告書を議長に提出しなければならない。

第五節 常任委員会

第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管¹は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 四十人

- 1 内閣の所管に属する事項（安全保障会議の所管に属する事項を除く。）
- 2 宮内庁の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項
- 4 他の常任委員会の所管に属さない内閣府の所管に属する事項

二 総務委員会 四十人

- 1 総務省の所管に属する事項（経済産業委員会及び環境委員会の所管に属する事項を除く。）
- 2 地方公共団体に関する事項
- 3 人事院の所管に属する事項

三 法務委員会 三十五人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

四 外務委員会 三十人

- 1 外務省の所管に属する事項

五 財務金融委員会 四十人

- 1 財務省の所管に属する事項（予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。）
- 2 金融庁の所管に属する事項

六 文部科学委員会 四十人

- 1 文部科学省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項

七 厚生労働委員会 四十五人

- 1 厚生労働省の所管に属する事項

八 農林水産委員会 四十人

- 1 農林水産省の所管に属する事項

九 経済産業委員会 四十人

- 1 経済産業省の所管に属する事項
- 2 公正取引委員会の所管に属する事項

- 3 公害等調整委員会の所管に属する事項(鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。)
- 十 国土交通委員会 四十五人
 - 1 国土交通省の所管に属する事項
- 十一 環境委員会 三十人
 - 1 環境省の所管に属する事項
 - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項(経済産業委員会の所管に属する事項を除く。)
- 十二 安全保障委員会 三十人
 - 1 防衛省の所管に属する事項
 - 2 安全保障会議の所管に属する事項
- 十三 国家基本政策委員会 三十人
 - 1 国家の基本政策に関する事項
- 十四 予算委員会 五十人
 - 1 予算
- 十五 決算行政監視委員会 四十人
 - 1 決算
 - 2 予備費支出の承諾に関する事項
 - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
 - 4 国庫債務負担行為総調書
 - 5 国有財産増減及び現在額総計算書並びに無償貸付状況総計算書
 - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
 - 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務省が行う評価及び監視並びに総務省が評価及び監視に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
 - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
 - 9 1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項
- 十六 議院運営委員会 二十五人
 - 1 議院の運営に関する事項
 - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
 - 3 議長の諮問に関する事項
 - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
 - 5 国立国会図書館に関する事項
- 十七 懲罰委員会 二十人
 - 1 議員の懲罰に関する事項
 - 2 議員の資格争訟に関する事項
 - 1 委員会を設けて審査する目的には第一に議案が多岐に渡りその数が増えたことにより分散して審査する必要があること、第二に議案の内容が複雑で専門的になって、それに

通曉する委員が専門的な観点から審査する必要があること、第3に少人数で自由な審査を通じて熟議し、よりよい結論に到達することができることなどがあげられる^a。

第九十三条 削除

第九十四条 常任委員会は、会期中に限り議長の承認を得てその所管に属する事項につき、国政に関する調査をすることができる。

② 常任委員会が議長の承認を求めるには、その調査しようとする事項、目的、方法及び期間等を記載した書面を議長に提出しなければならない。

③ 議長は、前項の要求を承認したときは、これを議院に報告しなければならない。

第九十五条 二箇以上の常任委員会の間に、その所管事項について争があるときは、議長は、議院に諮りこれを決する。

第九十六条 削除

第九十七条 予算委員会及び決算行政監視委員会は、その審査の必要によりこれを数箇の分科会に分かつことができる。各分科会には主査を置き、その分科員がこれを互選する。

第九十八条 常任委員会が参議院の常任委員会と合同審査会を開くには、委員長が参議院の委員長と協議した後、その決議をしなければならない。

第九十九条 常任委員会は、合同審査会に付した案件について、その合同審査会が終るまで表決を行うことができない。

第六節 特別委員会

第一百条 特別委員会の委員の員数は、その設置のときに議院の議決でこれを定める。但し、必要があるときは、議院は、その員数を増加することができる。

第一百一条 特別委員長の互選は、委員選任の当日又は翌日これを行う。

② 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。

③ 特別委員長は、投票によらないで、動議その他の方法により、これを選任することができる。

④ 委員長が選任されるまでは、年長者が委員長の職務を行う。

第一百二条 特別委員長の辞任は、その委員会がこれを決する。

第八章 会議

第一節 開議、散会及び延会

第一百三條 会議は、午後一時に始める。但し、議院において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、この限りでない。

第一百四條 開議の時刻に至つたときは、議長は、議長席に着き諸般の事項を報告した後、会議を開くことを宣告する。

^a 『国会運営の理論』6, 7頁。

② 議長が会議を開くことを宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

第一百五條 議事日程に記載した案件の議事を終つたときは、議長は散会する。

② 議事が終らない場合でも午後六時を過ぎたときは、議長は、議院に諮らないで延会することができる。

第一百六條 出席議員が総議員の三分の一に充たないときは、議長は、相当の時間を経て、これを計算させる。計算二回に及んでも、なほ、この定数に充たないときは、議長は、延会しなければならない。

② 会議中に前項の定数を欠くに至つたときは、議長は、休憩を宣告し、又は延会しなければならない。

第一百七條 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第二節 議事日程

第一百八條 会議を開こうとするときは、議長は、予め議事日程¹を定めてこれを議院に報告する。

1 明治 21 年 9 月 19 日午前の樞密院での議院法の会議で伊藤巳代治報告員は「議事日程トハ議事ノ順序及其ノ件名等ヲ記載スルモノナリ其ノ詳細ニ至テハ議院ノ内部ノ規則ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス」（樞密院會議筆記議院法 36 頁）と説明した。

第一百九條 議事日程には、開議の日時及び会議に付する案件並びにその順序を記載する。

第一百十條 議事日程は、衆議院公報に記載し、且つ、官報にこれを掲載し、各議員に配付する。

第一百十一條 委員会の審査を省略しようとする案件については、発議者又は提出者は、発議又は提出と同時に、書面でその旨を議長に要求しなければならない。

② 内閣は、参議院において委員会の審査省略を要求しなかつた議案については、衆議院においてその要求をすることができない。

③ 第一項の要求があつた案件については、議長は、これを議事日程に記載し、議院において委員会の審査を省略するかどうかを決する。

第一百十二條 議長が必要と認めたととき又は議員の動議があつたときは、議長は、討論を用いずに議院に諮り、議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。

第一百十三條 議事日程に記載した案件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事を終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

第三節 議事

第一百十四條 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

第一百五條 委員会の審査した案件が議題となつたときは、先ず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

② 委員長及び少数意見者が、前項の報告をする場合には自己の意見を加えてはならない。

第一百六條 委員長及び少数意見者の報告が終つた後、議長は、修正案の趣旨を弁明させる。

第一百七條 委員会の審査を省略する議案については、議題となつたとき発議者又は提出者をしてその趣旨を弁明させる。

第一百八條 議員の質疑が終つたときは、討論に付しその終局の後、案件を表決に付する。

第一百九條 議院は、常任委員会の報告を受けた後、更にその案件を同一の委員会又は特別委員会に付託することができる。特別委員会の報告があつたものについては、同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

第二百十條 議院は、議決の結果、議案中互に抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

第二百十一條 委員会の審査を省略しないと決した議案については、議長が、これを適當の委員会に付託する。

第二百十二條 削除

第四節 發言

第二百十三條 すべて發言は、演壇でこれをなさなければならない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第二百十四條 議長は議席で發言する議員を演壇に登らせることができる。

第二百十五條 會議において發言しようとする者は、予め参事に通告することを要する。但し、やむを得ないときは、この限りでない。

第二百十六條 通告しない議員は、通告した議員がすべて發言が終つた後でなければ、發言を求めることができない。

第二百十七條 通告しないで發言しようとする者は、起立して議長と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、發言することができる。

第二百十八條 二人以上起立して發言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して發言させる。

第二百十九條 議事進行に関する發言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があると認めたものの外は、これを許可する時機は、議長がこれを定める。

第二百十條 延会又は休憩のため發言を終らなかつた議員は、更にその議事を始めるときに前の發言を繼續することができる。

第二百十一條 委員長又は少数意見者は、その報告を補足するため發言することができる。

第二百十二條 資格争訟を提起された議員又は懲罰事犯があると告げられた議員は、弁明のため發言することができる。

第百三十三条 会議においては、意見書又は理由書を朗読することはできない。但し、引証又は報告のために簡単な文書を朗読することは、この限りでない。

第百三十四条 発言は、すべて議題外に涉り又はその範囲を超えてはならない。

第百三十四条の二 質疑は、同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができない。

第百三十五条 議事日程に記載した案件について討論しようとする者は、反対又は賛成の旨を明かにして通告しなければならない。

第百三十六条 委員会は、その委員の中から討論者を指名して議長に申し出ることができる。議長が承認した討論者については、他の通告者より先にその発言を許さなければならない。

第百三十七条 討論については、議長は、最初に反対者をして発言させ、次に賛成者及び反対者をして、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

② 通告した甲方の議員のすべてが発言を終らないときでも、乙方の通告した議員が発言を終ったときは、通告しない乙方の議員は、発言を求めることができる。

第百三十八条 議長が討論しようとするときは、予めこれを通告して議席に着かなければならない。

② 議長が討論したときは、その問題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

第百三十九条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終局を宣告する。

第百四十条 質疑が続出して、容易に終局しないときは、議員二十人以上から質疑終局の動議を提出することができる。

第百四十一条 賛否各々二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員二十人以上から討論終局の動議を提出することができる。

第百四十二条 前二条の規定による質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

第五節 修正

第百四十三条 修正の動議は、その案を具え議題とするに必要な賛成者とともに連署して、予め議長にこれを提出しなければならない。但し、委員会の修正案は、賛成者を必要としない。

② 前項の修正案が法律案に対するもので、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

③ 議長は、修正案を印刷して各議員に配付する。

第百四十四条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に採決しなければならない。

第百四十五条 同一の議題について議員から数箇の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先きに採決する。

第百四十六条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第百四十七条 修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかつた場合に、議院において廃棄しないものと議決したときは、特に委員会に付託してその案を起させることができる。

第六節 表決

第百四十八条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

第百四十九条 表決には、条件を付けることができない。

第百五十条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

② 議長が表決に付する問題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

第百五十一条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

② 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員の五分之一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票で表決を採らなければならない。

第百五十二条 議長が必要と認めたととき、又は出席議員の五分之一以上の要求があつたときは、記名投票で表決を採る。

第百五十三条 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は白票を、問題を否とする議員は青票を投票箱に投入する。

第百五十四条 記名投票を行うときは、議場の入口を閉鎖する。

第百五十五条 投票が終つたときは、議長は、その結果を宣告する。

第百五十五条の二 記名投票を行う場合、議長において時間を制限したときは、議長は、その時間内に投票しない者を棄権したものとみなすことができる。

第百五十六条 議員は、表決の更正を求めることができない。

第百五十七条 議長は、問題について異議の有無を議院に諮ることができる。異議がないと認めたとときは、議長は、可決の旨を宣告する。但し、問題について又は議長の宣告に対して出席議員二十人以上から異議を申し立てたときは、議長は、起立の方法によつて表決を採らなければならない。

第九章 質問

第百五十八条 議長又は議院の承認した質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書は、議長がこれを印刷して各議員に配付する。

第百五十九条 内閣の答弁書が要領を得ないときは、質問者は、更に質問主意書を提出することができる。

第百六十条 内閣は、質問に対して口頭で答弁することができる。

② 前項の答弁に対しては、質問者は、更に口頭で質問することができる。

第百六十一条 議長又は議院の承認しなかつた質問主意書を会議録に掲載する場合において、議長は、その主意書が簡明でないとき、これを簡明なものに改めさせることができる。

第十章 削除

第百六十二条から第百七十条まで 削除

第十一章 請願

第百七十一条 請願書には、請願者の住所氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

第百七十二条 請願書には、普通の邦文を用いなければならない。やむを得ず外国語を用いるときは、これに訳文を附けなければならない。

第百七十三条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

第百七十四条 議長は、請願文書表を作成しこれを印刷して各議員に配付する。

第百七十五条 請願文書表には、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載しなければならない。

② 数人の連署による請願は、請願者某外何名と記載する。

③ 同一議員の紹介による同一内容の請願が数件あるときは、請願者某外何名と記載する外その件数を記載する。

第百七十六条 請願は、文書表の配付と同時に議長がこれを適當の委員会に付託する。

第百七十七条 裁判官の罷免を求める請願については、議長は、これを委員会に付託しないで裁判官訴追委員会に送付する。

第百七十八条 委員会は、請願についてその審査の結果に従い左の區別をなし、議院に報告する。

一 議院の会議に付するを要するもの

二 議院の会議に付するを要しないもの

② 議院の会議に付するを要する請願については、なお、左の區別をして報告する。

一 採択すべきもの

二 不採択とすべきもの

③ 採択すべきものの中、内閣に送付するを適當と認めるものについては、その旨を附記する。

第百七十九条 委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願について、議員二十人以上から休会中の期間を除いて委員会の報告の日から七日以内に会議に付する要求がないときは、委員会の決定が確定する。

第百八十条 陳情書その他のもので、議長が必要と認めたものは、これを適當の委員会に参考のため送付する。

第十二章 請暇及び欠席

第百八十一条 議員が事故のため数日間議院に出席できないときは、その理由を附し日数を定めて、予め議長に請暇書を提出しなければならない。

第百八十二条 議長は、七日を超えない議員の請暇を許可することができる。その七日を超えるものは、議院においてこれを許可する。期限のないものは、これを許可することができない。

第百八十三条 議員が請暇の期限を過ぎ、なお、事故により登院できないときは、更に請暇書を提出しなければならない。

第百八十四条 請暇の許可を得た議員がその請暇の期間内に議院に出席したときは、請暇の許可は、その効力を失う。

第百八十五条 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

② 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第十三章 辞職

第百八十六条 議員が辞職しようとするときは、辞表を議長に提出しなければならない。

第百八十七条 議長は、辞表を朗読させ、討論を用いないで議院に諮りその許否を決する。

第百八十八条 辞表に無礼又は議院の品位を傷つける文辞があると認めるときは、議長は、朗読にかえてその要領を議院に報告する。

② 前項の場合において、議長は、その辞表を懲罰委員会に付して審査させることができる。

第十四章 資格争訟

第百八十九条 議員が他の議員の資格について争訟を提起しようとするときは、争訟の要領、理由及び立証を具える訴状及びその副本一通を作りこれに署名して、これを議長に提出しなければならない。

第百九十条 議長は、訴状を委員会に付託し、同時に訴状の副本を資格争訟を提起された議員（これを被告議員という。）に送付して、期日を定め答弁書を提出させる。

② 被告議員が天災、疾病その他避けがたい事由により、期日までに答弁書を提出することができないことを証明したときは、議長は、更に期日を定めて答弁書を提出させることができる。

第百九十一条 被告議員が期日までに答弁書を提出したときは、議長は、直ちにこれをその委員会に送付する。

第百九十二条 委員会は、訴状及び答弁書によつて審査する。期日までに答弁書が提出されなかつたときは、訴状だけで審査することができる。

第百九十三条 被告議員は、訴状の副本の送付を受けた後、何時でも、弁護人を依頼することができる。この場合には、その旨を議長に申し出なければならない。

② 国費でその費用の支弁を受けようとする弁護人については、被告議員から前項の申出とともにこれを議長に通知しなければならない。

第九十四条 弁護人は、委員会の要求により又は委員会の許可を得て、その委員会において被告議員の弁護のために発言することができる。

第九十五条 争訟を提起した議員（これを原告議員という。）及び被告議員は、委員会の許可を得て、委員会に出席し発言することができる。

第九十六条 委員会は、審査に当つて必要があると認めるときは、議長を經由して原告議員及び被告議員を委員会に招致し尋問することができる。

第九十七条 被告議員及びその弁護人は、会議において弁明し又は弁護することができる。

第九十八条 議院は、被告議員の資格の有無について議決によりこれを判決する。

② 資格のないことを議決するには、出席議員の三分の二以上の多数によることを要する。

③ 議院の判決には、理由を附けない。

第九十九条 議院において判決したときは、議長は、判決の謄本を原告議員及び被告議員に送付する。

第十五章 会議録

第二百条 会議録には次の事項を記載する。

一 開議、休憩、散会及び延会の年月日時刻

二 議事日程

三 召集に応じた議員の氏名

四 開会式に関する事項

五 議員の異動

六 議席の指定及び変更

七 要求書の受領並びに通知書の発送及び受領

八 奏上に関する事項

九 議案の発議、提出、付託、送付、回付及び撤回に関する事項

十 出席した国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人の氏名

十一 会議に付された案件及びその内容

十二 委員会の報告書及び少数意見書

十三 議長の報告

十四 議事

十五 質問主意書及び答弁書

十六 選挙及び記名投票の投票者の氏名

十七 議員の発言補足書

十八 その他議院又は議長において必要と認めた事項

第二百一条 議事は、速記法によつてこれを速記する。

第二百二条 議員がその演説の参考として簡単な文書を会議録に掲載しようとするときは、議長の許可を要する。

第二百三条 演説した議員は、会議録配付の日の翌日の午後五時までに、その字句の訂正を求めることができる。但し、演説の趣旨を変更することはできない。

第二百四条 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、異議を申し立てる者があるときは、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

第二百五条 会議録は、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者がこれに署名し議院に保存する。

第二百六条 会議録は、官報に掲載する。但し、国会法第六十三条の規定により秘密を要するものと議決した部分及び同法第一百六条の規定により議長が取り消させた発言は、これを掲載しない。

第二百七条 官報に掲載した会議録は、これを各議員に配付するとともに一般に頒布する。

第十六章 警察及び秩序

第一節 警察

第二百八条 議長は、衛視及び警察官を指揮して議院内部の警察権を行う。

第二百九条 衛視は、議院内部の警察を行う。

② 警察官は、議事堂外の警察を行う。但し、議長において特に必要と認めるときは、警察官をして議事堂内の警察を行わせることができる。

第二百十条 議院内部において現行犯人があるときは、衛視又は警察官は、これを逮捕して議長の命令を請わなければならない。但し、議場においては、議長の命令がなければ逮捕することはできない。

第二節 秩序

第二百十一条 議員は、議院の品位を重んじなければならない。

第二百十二条 議員は、互いに敬称を用いなければならない。

第二百十三条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、かさ、つえの類を着用又は携帯してはならない。但し、病気その他の理由によつて議長の許可を得たときは、この限りでない。

第二百十四条 議場において喫煙してはならない。

第二百十五条 議事中は参考のためにするものを除いては新聞紙及び書籍等を閲読してはならない。

第二百十六条 議事中は濫りに発言し又は騒いで他人の演説を妨げてはならない。

第二百十七条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

第二百十八条 議長が号鈴を鳴らしたときは、何人も、沈黙しなければならない。

第二百十九条 散会に際しては、議員は、議長が退席した後でなければ退席してはならない。

第二百二十条 すべて秩序に関する問題は、議長がこれを決する。但し、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決することができる。

第十七章 傍聴

第二百二十一条 傍聴席は、これを貴賓席、外交官席、参議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席に分ける。

第二百二十二条 公衆席は、紹介席及び自由席に分ける。

② 紹介席に入る者は、議員の紹介による傍聴券を持参しなければならない。

③ 自由席に入る者は、先着順により交付された一般傍聴券を持参しなければならない。

第二百二十三条 新聞社及び通信社には一会期に通ずる傍聴章を交付する。

第二百二十四条 傍聴人は、傍聴券にその住所氏名及び年齢を記入しなければならない。

第二百二十五条 傍聴人は、傍聴券を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

第二百二十六条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

第二百二十七条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を守らなければならない。

第二百二十八条 議長が必要と認めるときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

第二百二十九条 銃器その他危険なものを持つている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第二百三十条 議長において取締上必要があると認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

第二百三十一条 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第二百三十二条 すべて傍聴券及び傍聴章は、議長の指揮を受けて事務総長がその員数を定めてこれを交付する。

第十八章 懲罰

第二百三十三条 会議において懲罰事犯があるときは、議長は、休憩を宣告し若しくは散会し又は事犯者を退場させることができる。

第二百三十四条 会議及び委員会の外、議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付する。

第二百三十五条 議長又は委員長において懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、国会法第二百一十一条第三項の規定によつて懲罰の動議を提出することができる。

第二百三十六条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速かにこれを会議に付さなければならない。

② 懲罰の動議が散会後に提出されたときは、議長は、最近の会議においてこれを議題としなければならない。

第二百三十七条 懲罰の動議については、議長は、討論を用いなくて議院の決を採り、これを懲罰委員会に付する。

第二百三十八条 議長の制止又は取消の命に従わない者は、議長は、国会法第百十六條の規定によつてこれを処する外、なお、懲罰事犯として懲罰委員会に付することができる。

第二百三十九条 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会に列席することはできない。但し、議長又は委員長の許可を得て、自ら弁明し又は他の議員をして代つて弁明させることができる。

第二百四十条 懲罰委員会は、議長を経由して本人及び関係議員の出席説明を求めることができる。

第二百四十一条 公開議場において陳謝をさせようとするときは、懲罰委員会は、陳謝の文案を起草し、その報告書と共にこれを議長に提出する。

第二百四十二条 登院停止は、三十日を超えることができない。但し、数箇の懲罰事犯が併発した場合又は既に登院を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第二百四十三条 登院を停止された者は、国会法第四十二条第一項及び第四十五条第二項の規定にかかわらず、その委員を解任されたものとする。

② 前項の規定は、協議委員についても、また同様とする。

第二百四十四条 登院を停止された者がその停止期間内に登院したときは、議長は、退去を命ずる。その命に従わないときは、必要な処分をなし、更に懲罰委員会に付する。

第二百四十五条 議院の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけ、その情状が特に重い者に対しては、議院は、これを除名することができる。

第二百四十六条 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議院の議決がなかつた場合に、議院は、懲罰事犯として他の懲罰を科することができる。

第二百四十七条 議院が懲罰を議決したときは、議長は、これを宣告する。秘密会議において議決した場合は、公開の議場においてこれを宣告する。

第十九章 参議院との関係

第二百四十八条 議案を参議院に移すときは、議長は、事務総長をしてこれを参議院議長に伝達させる。

第二百四十九条 参議院から議案を受け取つたときは、議長は、これを議院に報告する。

第二百五十条 協議委員の選挙は、連記無名投票でこれを行う。

② 投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。

③ 議院は、選挙の手續を省略して、その指名を議長に委任することができる。

第二百五十一条 協議委員の辞任は、議院がこれを許可する。

② 協議委員の補欠は、その選任した方法による。

第二百五十二条 協議委員の議長の互選は、委員選挙の当日又は翌日これを行う。

② 協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する。

第二百五十三条 参議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。

② 回付案に対する質疑及び討論は、その修正の範囲に限る。成案については、成案の範囲に限る。

第二百五十四条 両院協議会に関する規程及び常任委員会合同審査会に関する規程は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

第二十章 国民及び官庁との関係

第二百五十五条 議院において審査又は調査のため、議員を派遣するには、議院の議決を要する。但し、第五十五条の場合は、この限りでない。

② 閉会中は、議長において議員の派遣を決定することができる。

第二百五十六条 議院において審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求める議決があつたときは、議長がこれを要求する。

第二百五十七条 議院において審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求める議決があつたときは、議長がその旨を証人又は参考人に通知する。

② 政府参考人に対する前項の通知は、当該公務所を通じて行う。

③ 証人については第五十四条、参考人については第八十三条の規定を準用する。

第二十一章 補則

第二百五十八条 この規則の疑義は、議長がこれを決する。但し、議長は、議院に諮りこれを決することができる。

附 則 (平九・一二・一一)

この規則は、国会法等の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十六号)の施行の日〔平成十年一月十二日〕から施行する。

附 則 (平一一・七・一三)

この規則中第一条の規定は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第百十六号)第二条の規定の施行の日〔平成十一年十月二十九日〕から、第二条の規定は同法第三条の規定の施行の日〔平成十二年一月二十日〕から、第三条の規定は同法第四条の規定の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

附 則 (平一二・一一・二一)

この規則は、国会法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百三十七号)の施行の日〔平成十三年一月三十一日〕から施行する。

附 則 (平二〇・一二・二四)

この規則は、第七十一回国会の召集の日〔平成二十一年一月五日〕から施行する。